

平成20年 7月 吉日

重 要

会員各位

株式会社シーエーエー

オークション規約等 一部改定のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、シーエーエーをご愛顧賜り誠にありがとうございます。

さて、この度シーエーエーでは、プライバシーポリシー及び規約本文・書類細則・クレーム細則の一部改定を、下記の通り行なうことと致しましたのでご案内申し上げます。

つきましては、改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定全文につきましては、8月1日以降の弊社ホームページ <http://www.caanet.jp/> の「オークション規約」をご参照願います。

敬具

記

規約改定・施行日 平成20年8月1日

主な規約改定 (改定部分太字表記)

【本 文】

第6条 (秘密保持と情報の取扱い) 2項 (一部追加)

2. CAAは会員登録契約に基づいて知り得た会員の氏名・商号、住所・所在地、電話番号、電子メールアドレス、取引履歴その他の情報について、オークション運営の目的を円滑に達成するため、業務委託先**およびグループ会社である株式会社シグマネットワークス、株式会社トヨタユーゼック、その他業務提携先等**に提供することができるものとし、会員はこれを承諾します。

第30条 (出品車両条件) ⑪ (一部削除)

- ⑪ 譲渡書類が完備していること。

削除： 車輛検査の有効期限内にある普通車についてはナンバープレートおよび封印を具備していること

【書類細則】 ◎印全会場 ○印会場毎

2. 書類遅延ペナルティ (変更)

○ (中部会場) 開催日翌日から10日を超えた場合は、**ペナルティ 1万円**

○ (東京・岐阜・東北会場)

開催日翌日から9日を超えた場合は、 **ペナルティ 1万円**

◎以後1日遅延する毎に **2千円を加算 (CAA休業日除く)**

◎30日以上遅延しキャンセルの場合、出品店はペナルティに加え**実費**を支払う。

5. 差替ペナルティ (追加)

◎旧所有者が記入する欄を未記入で提出し、その欄を落札店が書き損じた場合は、差替ペナルティは免除とする。

7. その他書類ペナルティ (新設)

◎自動車リサイクル法における引取報告等により完全な所有権移転ができなかった場合。

◎出品前の交通違反等により車検の取得ができなかった場合。

・申告時 10,000円 ・以後7日毎 10,000円加算

・30日以上経過した場合はキャンセル可。

キャンセル時はペナルティ5万円+遅延ペナルティ+実費

◎キャンセル時の申告期限は、開催日から6ヶ月以内とし、それ以上経過した場合はCAA判断とする。

15. 名義変更ペナルティ (軽自動車) (追加)

◎落札店が税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行なわれた場合。 ペナルティ10,000円

【クレーム細則】

(内装・外装) (一部追加)

・キーレスはノークレーム。但し、電子キー (イモビライザー) 装着車のメインキー欠品はクレーム対象 (書類到着日を含む7日以内)

(表示違い等) (一部追加)

・(注1) 検査有効期限の誤記入
検査有効期限の誤記入は、原則1ヵ月5千円の減額 (CAAが認めた場合キャンセル可)

・(注2) 福祉車両の未申告
福祉車両は装備内容の記載のみでは不十分とし、仕様名 (ウェルキャブ等) もしくは「福祉車両」と明確に記載がない場合はクレーム対象とする。

・(注3) 新車保証書不備
保証期間内のものは、キャンセル又は原則車両代3%の値引き

・(注4) 車台番号確認不可車両
車台番号の誤記入は、内容によりクレーム対象とする。

・(注5) 年式の誤記入
登録月の誤記入は原則1ヵ月5千円の減額又はキャンセル対象

以上